

不正免震材料を用いた建築物の安全対策に関する省内連絡会議
(第7回)

日時：平成27年5月20日(水)
16:00～16:30

場所：中央合同庁舎3号館
4階幹部コーナ一会議室

議 事 次 第

1 北川副大臣 挨拶

2 議 事

- (1) 第2回免震材料に関する第三者委員会(4月27日開催)について
- (2) 当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業(株)報告について(4月30日発表)
- (3) 当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業(株)報告について(追加)(4月30日発表)
- (4) 東洋ゴム工業(株)報告による免震材料の不正事案に係る不特定多数の者が利用する建築物について(5月1日発表)
- (5) 当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業(株)による報告について(案)(5月20日発表予定)
- (6) 「免震材料不正事案」に関する建築物に係る相談体制について(案)
(5月20日発表予定)
- (7) その他

免震材料に関する第三者委員会（第2回）

日時：平成27年4月27日（月）

17:30～19:30

場所：中央合同庁舎3号館

10階共用会議室

議事次第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 154棟の適合判定について
- (2) 新たに判明した不正事案に関する安全性検証方針について
- (3) 新たに判明した不正事案に関する改修の方法について
- (4) 他26社に対する積層ゴム支承に関する実態調査について
- (5) 原因究明について
- (6) その他

3. 閉 会

1. 個別の免震材料の試験生データの把握

- 平成8年4月から平成27年1月までに出荷された免震材料 3,673 基について、試験生データを把握(古いものについては、フロッピーディスクからのデータ修復等の作業も実施。)
 - 3,496 基のデータを把握、177 基はデータが欠損。



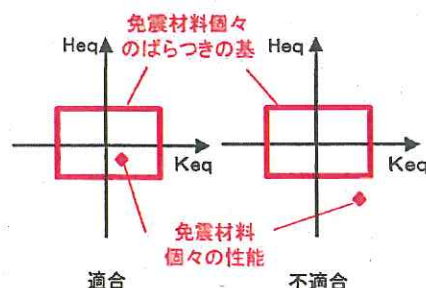
2. 免震材料個々の所要の性能の有無の確認

- 生データから、摩擦補正および温度補正を行い、等価剛性 K_{eq} 、等価粘性減衰定数 Heq 等の値を算出。
- 免震材料個々の性能が、大臣認定を受けた免震材料個々のばらつきの基準の範囲内であることを確認。

(例) 高減衰ゴム系積層ゴム支承(G0.35)

剛性:製品個々±15%、減衰:製品個々±20%

→ 3,496 基中、2,818 基「適合」、678 基「不適合」。



3. 建築物ごとの所要の性能の有無の判断

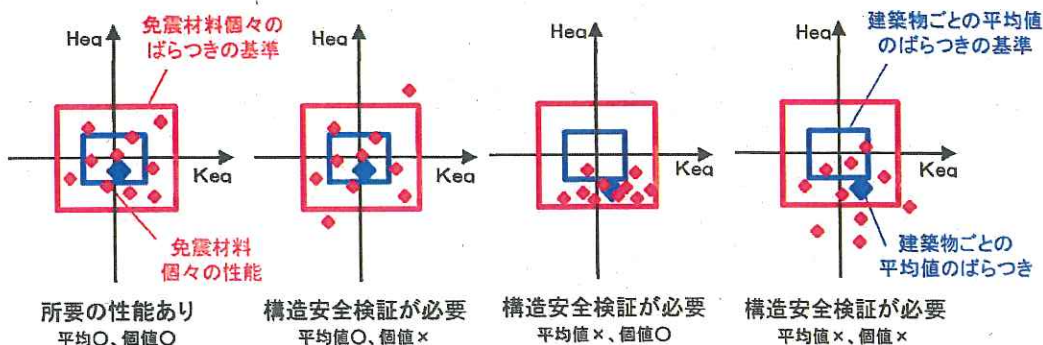
(1) 免震材料の種類ごとの判断

- 建築物に用いられた免震材料個々の性能が、大臣認定を受けた免震材料個々のばらつきの基準の範囲内であることに加え、建築物ごとの平均値のばらつきの基準の範囲内であることを確認。
- 免震材料に欠損データがある場合は、構造安全性の検証が必要と判断。

(例) 高減衰ゴム系積層ゴム支承(G0.35)

剛性:製品個々±15%、建築物ごとの平均値±10%

減衰:製品個々±20%、建築物ごとの平均値-5~+15%



(2) 建築物ごとの判断

- 複数の種類の免震材料が用いられているものは、全ての免震材料について、免震材料個々のばらつき、建築物ごとの平均値のばらつきの両方とも適合の場合に、建築物が所要の性能ありと判断。

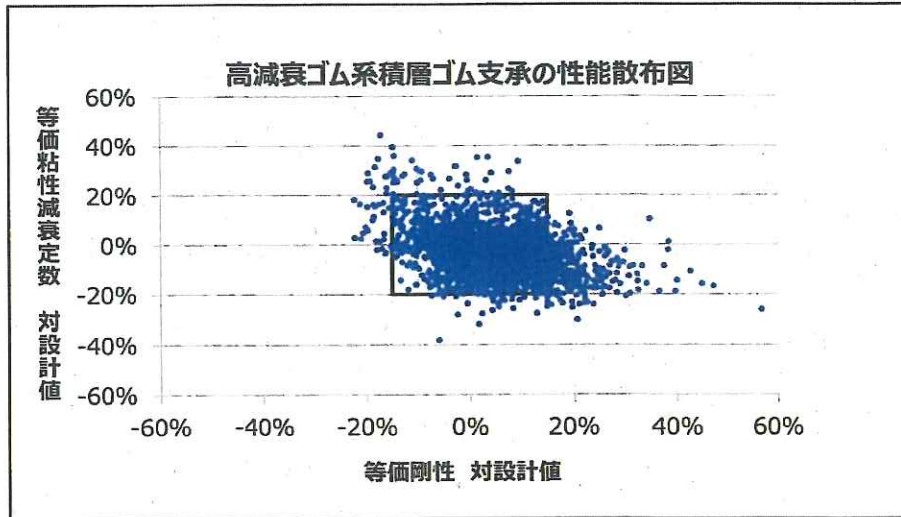
→ 154 棟中、55 棟「所要の性能あり」、99 棟「構造安全検証が必要」。

新たに判明した不正事案に関する安全性検証方針

資料2

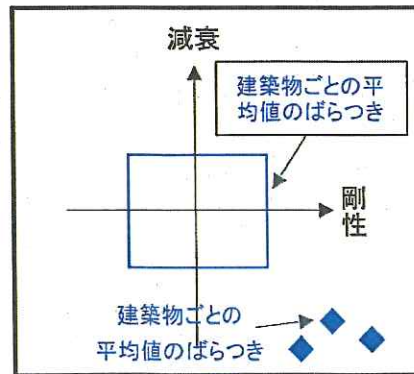
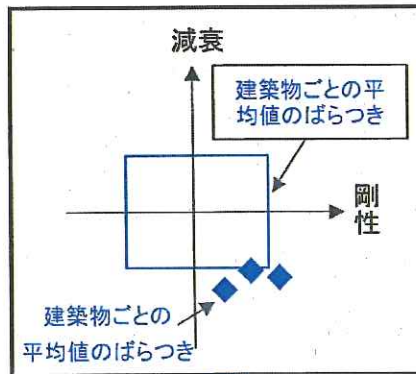
新たに判明した不正事案(99棟)

免震材料個々のばらつき



欠損データは同時期出荷のデータから工学的に十分安全側と考えられる数値で補完

建築物ごとの平均値のばらつき



- 震度6強から7程度の地震に対する当面の構造安全性を検証（震度5強程度の地震に対する構造安全性検証は省略）

免震層自体が、厳しい温度環境や長期間(60年間)の劣化を想定して余裕を持って設計されているため、温度環境、経年劣化等について、実況を踏まえて設定。

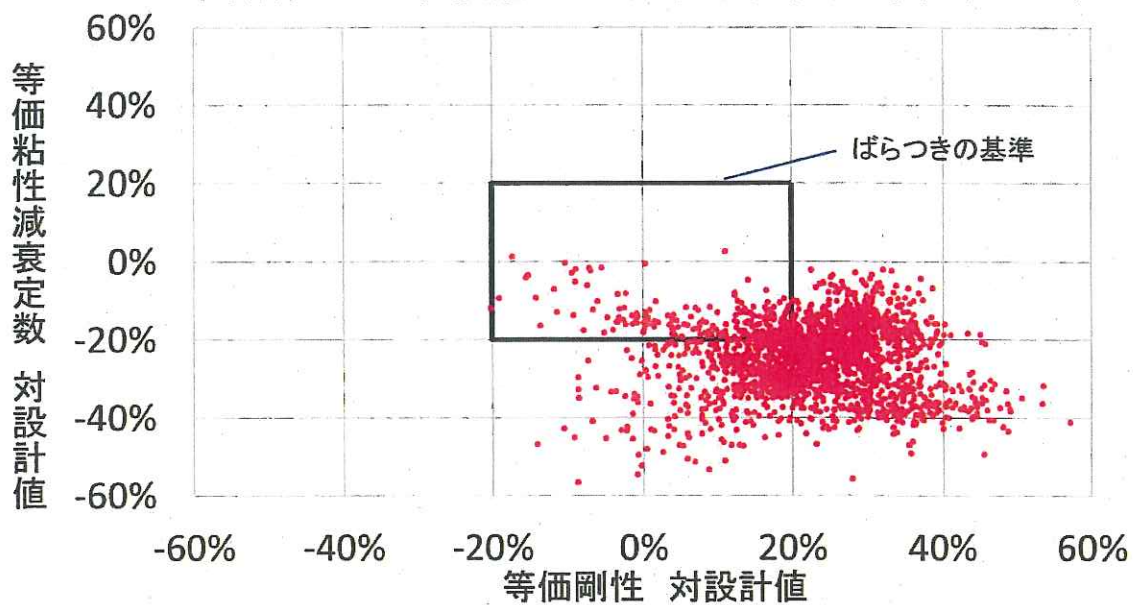
→ 当初の構造計算の範囲内であることを確認

構造計算を実施

当初の55棟と新たな154棟の免震材料のばらつきの違い①

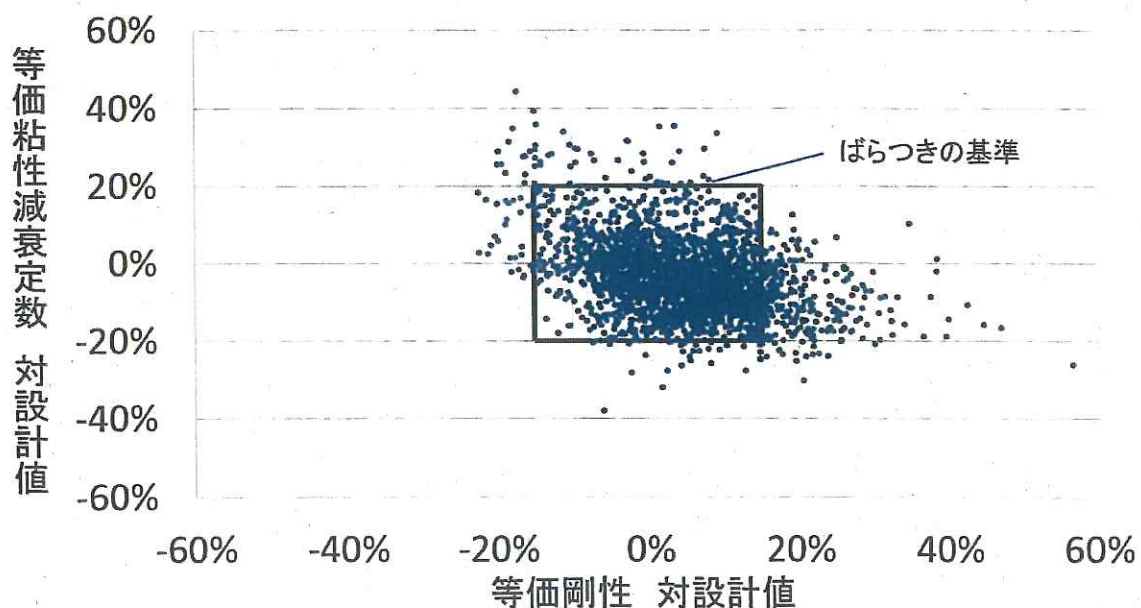
当初の55棟に使用されている免震材料については、認定した基準値とのばらつきが大きく、認定品との製品同一性が認められない。

高減衰ゴム系積層ゴム支承の性能散布図(G0.39)



新たな154棟に使用されている免震材料については、認定した基準値とのばらつきが小さく認定品との製品同一性は確保されていると認められる。

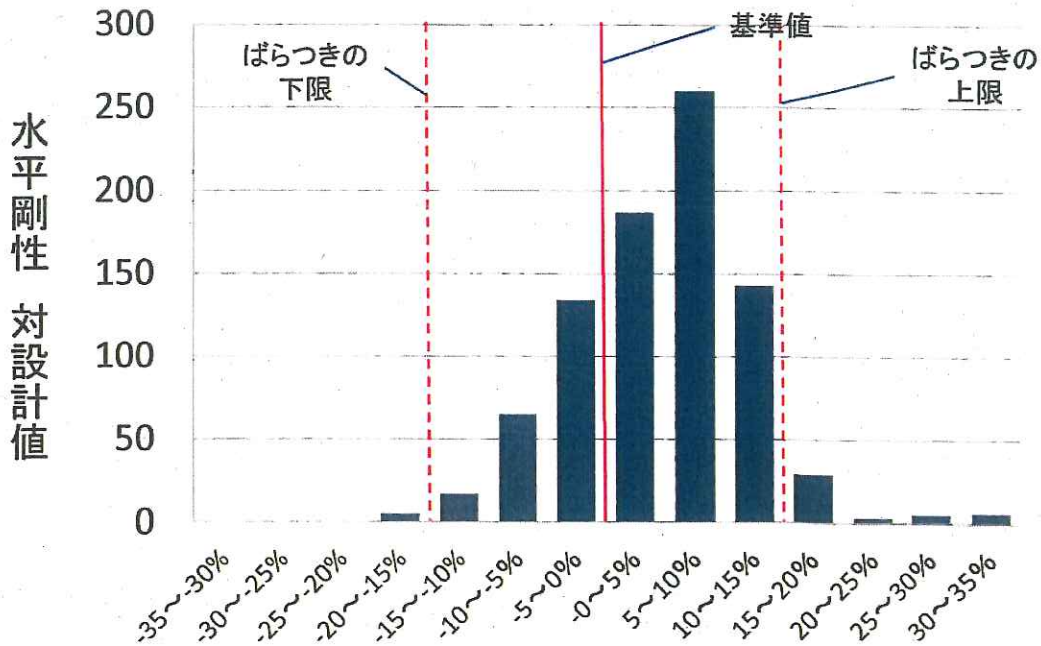
高減衰ゴム系積層ゴム支承の性能散布図(G0.35)



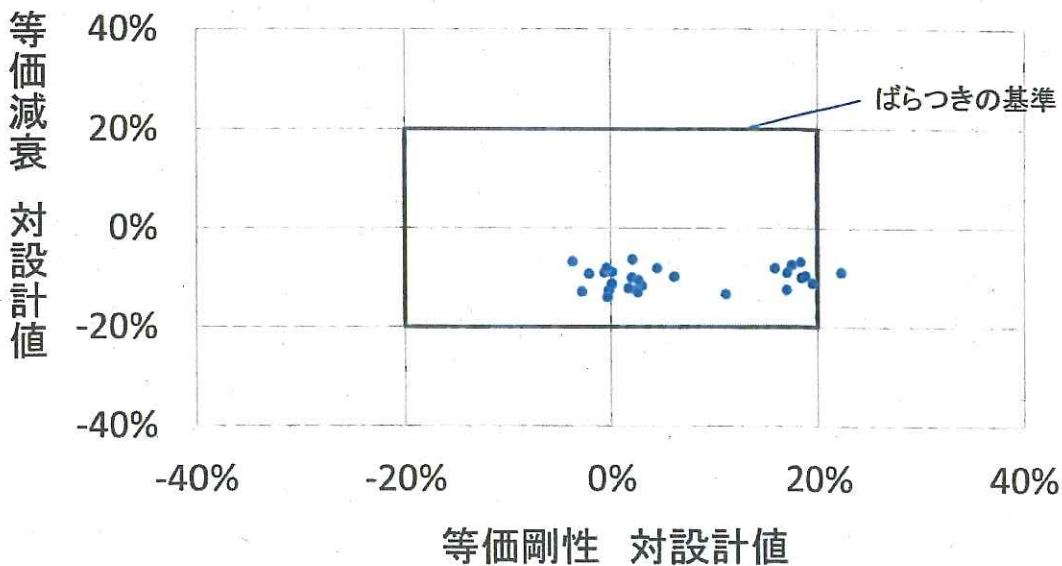
当初の55棟と新たな154棟の免震材料のばらつきの違い②

新たな154棟に使用されている免震材料については、認定した基準値とのばらつきが小さく認定品との製品同一性は確保されていると認められる。

天然ゴム系積層ゴム支承の性能分布図



高減衰ゴム系積層ゴム支承の性能散布図(G0.62)



【交換の方法】

(1) 高減衰ゴム系 (HRB-G35、SHRB-E6)、天然ゴム系、戸建住宅用高減衰の製品

物件平均値	製品個々値	交換方法	取替え時の必要条件
適合	一部が不適合	不適合製品を、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
不適合	全数が適合	物件平均値が適合するよう、納入済みの製品の何割かを交換する	製品個々の性能値が適合していること
不適合	一部もしくは全数が不適合	不適合製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
適合性が判断できない物件		判定不可製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと

(2) すべり支承の製品
大臣認定不適合の製品全数について、求められる性能を満たす製品に交換

他26社に対する積層ゴム支承に関する実態調査

1. 実態調査の概要

国土交通省において、免震材料の認定を受けた積層ゴム支承について、東洋ゴム工業(株)以外の26社に対して実態調査を依頼したところ、4月20日までに全社から回答があった。

2. 実態調査の内容

(1) 調査対象

積層ゴム支承に係る全ての認定(東洋ゴム工業(株)製以外の26社)

(2) 調査期間

平成27年3月19日～4月20日

(3) 調査項目

本調査においては、これまでに積層ゴム支承について認定を受けた東洋ゴム工業(株)以外の全ての者を対象に調査票を送付し、過去に性能評価に当たって提出した試験の記録の調査や担当者への聴取等を含めた調査を依頼した。調査票における調査項目は次のとおり。

- ① 認定不適合の有無
- ② 認定不正取得の有無

3. 実態調査の結果

調査依頼企業26社中26社※から、積層ゴム支承に係る全ての認定について認定不適合及び認定不正取得がないとの回答があった。(別紙参照)

※ 複数の者が連名で認定を申請したものは、代表者がまとめて回答している場合がある。

※ 事業が移管されている場合には、移管先の企業がまとめて回答している場合がある。

積層ゴム支承に係る構造方法等の認定に関する実態調査の結果

認定取得企業	認定件数	回答内容
(株)ブリヂストン	48 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
オイレス工業(株)	29 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
昭和電線デバイステクノロジー(株)	18 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
(株)高環境エンジニアリング	12 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
倉敷化工(株)	11 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
バンドー化学(株)	10 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
横浜ゴム(株)	9 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
(株)免制震デバイス	6 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
Wuxi Fuyo Tech Co., Ltd. (無錫聖豊建築新材料有限公司)	5 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
(株)川金コアテック	5 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
ニッタ(株)	5 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
(株)フジタ	2 件	認定不適合及び認定不正取得がない。
住友ゴム工業(株)	8 件	※出荷実績なし。認定不正取得がない。
東一ゴムベルト(株)(DRB)	1 件	※出荷実績なし。認定不正取得がない。
日鉄住金関西工業(株)	1 件	※出荷実績なし。認定不正取得がない。
ブリヂストンエラストック(株)	1 件	※出荷実績なし。認定不正取得がない。
三菱重工業(株)広島製作所	1 件	※出荷実績なし。認定不正取得がない。
明興産業(株)	1 件	※出荷実績なし。認定不正取得がない。
新日鉄住金エンジニアリング(株)	33 件	※他社から回答。
住友金属鉱山シボレックス(株) (旧・住友金属鉱山(株))	11 件	※他社から回答。
川口金属工業(株)	—	※他社から回答。
Shantou Vibro-tech Industrial and Development Co, Ltd	—	※他社から回答。
(株)巴コーポレーション	—	※他社から回答。
(株)日建設計	—	※他社から回答。
扶桑機工(株)	—	※他社から回答。
(株)ロジス・ワークス	—	※他社から回答。
合計*	183 件	

* 複数の企業が連名で認定を取得した場合、連名で認定を取得した企業それぞれから回答されていることがあるため、各社の認定件数を合計した値と、合計欄の値は一致しない。

平成 27 年 4 月 30 日

住宅局 建築指導課

当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の 構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について

1. 概要

国土交通省では、平成 27 年 4 月 21 日（火）、東洋ゴム工業（株）に対して、当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る 99 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、国土交通省に報告するよう指示していたところです。

本日、同社より、「99 棟のうち 77 棟について構造安全性の検証を終了し、検証を終了した全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告がありました。また、残りの 22 棟については、竣工時期が古い建築物や欠損データのある建築物であるためデータの構築に時間を要しており、現時点で構造安全性の検証が終了していないとの報告がありました（別添参照）。

国土交通省では、この報告内容について第三者機関に評価を行わせた結果、次のような見解を得るとともに、これを踏まえて同社に対して次のとおり指示しましたので、お知らせいたします。

2. 国土交通省の見解

- 国土交通省においては、同社に対して実施した立入調査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認しました。
- その上で、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本 E R I 株式会社）に対して、東洋ゴム工業（株）から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼しました。
- 以上の精査をしたところ、構造安全性の検証の各過程において不適切な処理は見当たらず、構造安全性の検証が終了した 77 棟の建築物について、震度 6 強から 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認しました。

3. 国土交通省からの指示事項

- ① 構造安全性の検証が終了した 77 棟の建築物の所有者に対して、今回の検証結果を早急に説明すること。
- ② 残りの 22 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、その結果を国土交通省及び特定行政庁に報告すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

F A X：03-5253-1630

2015年4月30日

報道関係各位

新たに判明した大臣認定不適合製品等の納入先建築物における 「満たすべき安全性」の確認について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、4月21日付で、建築物に関する大臣認定不適合等の追加調査結果における判明事実として、建築基準法で定めた国土交通大臣認定の性能評価基準に適合しない免震ゴム製品、および製造時の検査データが欠損していたため性能評価基準の適合可否判断ができない製品を納入し、新たに対処が必要となる対象建築物が全99棟となることを発表いたしました。

当社は、これら納入先建築物において、構造安全性の検証を進めるため、「満たすべき安全性※」の検証を建設会社様、設計事務所様にご協力をいただき、免震建屋構造計算条件の確認を進めてまいりました。

※「満たすべき安全性」：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

この結果、99棟のうち77棟について構造安全性の検証を終了し、検証を終了した全ての建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認し、本日、同省にこれを報告しました。また、残りの22棟については、竣工時期が古い建築物や欠損データのある建築物であるためデータの構築に時間を要しており、現時点で構造安全性の検証が終了しておりません。

<検証方法の概要>

- ・構造計算の方法は、当初設計における方法と同じ方法とする。
- ・当初設計における構造計算について、個別の免震ゴムの実測データによる免震材料の地震の揺れを抑える能力を示す値（等価粘性減衰定数・等価剛性）等を用いて構造計算を行う。
- ・免震層自体が、厳しい温度環境や長期間（60年間）の劣化を想定して余裕を持って設計されているため、温度環境、経年劣化等について、実況を踏まえて設定し、当面の間、当初の構造計算の範囲内であることを確認する。
- ・上記により検証が完了しない物件については、震度6強から7程度の地震に対して、上部構造の変形、免震層の変形等を計算する。建築物の倒壊に至るような大きな変形が生じないこと、免震層の過大な変形により建築物が擁壁に衝突することがないこと等について検証する。

<検証結果>

- ・別紙のとおり

当該製品を納入させていただいた物件の所有者様、使用者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

■本件に関する報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社

広報企画部

大阪 TEL.06-6441-8803/東京 TEL.03-5822-6621

以上

「満たすべき安全性」の検証結果

○震度6強から7程度の最大級の地震で検証（77棟）

倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準

- ・免震層の変形：100%未満であること
- ・上部構造の変形：1/100以下であること

公表物件	免震層の変形 ^{※1}	上部構造の変形 ^{※2}
四万十町本庁東庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
四万十町本庁西庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
近江八幡市立総合医療センター	70.6%	1/2083
箱根町総合保健福祉センターさくら館	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
NHK秋田放送会館	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	

注) 大阪市中心公会堂は、欠損データがあり、現時点で構造安全性の検証が終了していません。(重要文化財に指定されているため、建築基準法の適用対象外です。)

非公表物件	免震層の変形 ^{※1}	上部構造の変形 ^{※2}
1～56	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
57	83.7%	1/170
58	81.5%	1/522
59	81.1%	1/254
60	79.2%	1/1206
61	78.9%	1/695
62	77.8%	1/448
63	68.9%	1/341
64	68.0%	合 ^{※3}
65	64.0%	1/1119
66	63.7%	1/2414
67	63.6%	合 ^{※3}
68	62.3%	1/141
69	58.6%	1/204
70	55.1%	1/262
71	54.4%	1/760
72	51.5%	1/142

※1 震度6強から7程度の最大級の地震に対する免震層の変形量 (%)
建築物の壁と擁壁との間の距離

※2 震度6強から7程度の最大級の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの

※3 当初設計との比較等により 1/100 以下となるが、今回は、上部構造の変形量を直接求めずに略算で計算したため、合否のみを判定。

平成27年4月30日

住宅局建築指導課

当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の
構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について（追加）

本日、当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について公表いたしましたが、現時点で構造安全性の検証が終了していない22棟の物件の所在地についてお問い合わせがありましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

岩手県2棟、栃木県1棟、埼玉県1棟、東京都4棟、神奈川県6棟、岐阜県1棟、静岡県1棟、大阪府2棟、兵庫県1棟、岡山県1棟、熊本県1棟、沖縄県1棟

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線39-561）

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

FAX：03-5253-1630

平成27年5月 1日
住宅局建築指導課

東洋ゴム工業（株）による免震材料の不正事案に係る
不特定多数の者が利用する建築物について

4月21日に公表いたしました「東洋ゴム工業（株）製の免震材料に係る当初の55棟以外の不正事案について」に係る建築物のうち、不特定多数の者が利用する建築物について、下記のとおり公表いたします（病院を1棟追加しています）。

① 所要の性能を有しない製品が納品された建築物

	名称	所在地	構造	階数	
				地上	地下
庁舎 2棟	四万十町本庁東庁舎	高知県高岡郡四万十町琴平町	RC/S/W	3	
	四万十町本庁西庁舎	高知県高岡郡四万十町琴平町	RC/S/W	3	
公会堂 1棟	大阪市中央公会堂*1	大阪府大阪市北区中之島	S他	3	1
病院 2棟	近江八幡市立総合医療センター	滋賀県近江八幡市土田町	RC	5	
	自衛隊中央病院*2	東京都世田谷区池尻	RC	10	3
福祉セン ター1棟	箱根町総合保健福祉センター さくら館	神奈川県足柄下郡箱根町 宮城野	RC	4	
放送局 1棟	NHK秋田放送会館	秋田県秋田市東通仲町	RC他	3	

*1 大阪市中央公会堂は、重要文化財に指定されているため、建築基準法の適用対象外です。

*2 当該建築物は、4月30日に公表した「当初の55棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について」において、震度6強から震度7程度の地震で検証したケースで、免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることが確認されています。

※ 民間の病院7棟及び民間のホテル5棟については、現時点では所有者の公表に係る同意が得られていません。

② ①以外に製造時のデータが欠損している製品が納品された建築物

	名称	所在地	構造	階数	
				地上	地下
庁舎2棟	盛岡中央消防署新庁舎	岩手県盛岡市盛岡駅西通	RC	6	
	厚木市庁舎	神奈川県厚木市中町	RC	5	2

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 村田 英樹（内線 39-564）
係長 荒川 徹（内線 39-525）
電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8933（直通） F A X：03-5253-1630

平成 27 年 5 月 20 日

住宅局 建築指導課

当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の
構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について
（案）

1. 概 要

国土交通省では、平成 27 年 4 月 21 日（火）、東洋ゴム工業（株）に対して、当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る 99 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、国土交通省に報告するよう指示していたところです。

4 月 30 日（木）の「77 棟の建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告に続き、本日、同社より、「99 棟のうち残りの 22 棟全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告がありました（別添参照）。

国土交通省では、この報告内容について第三者機関に評価を行わせた結果、次のような見解を得るとともに、これを踏まえて同社に対して次のとおり指示しましたので、お知らせいたします。

2. 国土交通省の見解

- 国土交通省においては、同社に対して実施した立入調査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認しました。
- その上で、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本 E R I 株式会社）に対して、東洋ゴム工業（株）から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼しました。
- 以上の精査をしたところ、構造安全性の検証の各過程において不適切な処理は見当たらず、99 棟のうち残りの 22 棟全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認しました。

3. 国土交通省からの指示事項

- 構造安全性の検証が終了した 22 棟の建築物の所有者に対して、今回の検証結果を早急に説明すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電 話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）、F A X：03-5253-1630

2015年5月20日

報道関係各位

大臣認定不適合等が判明した当社製免震ゴムの納入先建築物 残り22棟における「満たすべき安全性」の確認について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、新たに判明した大臣認定不適合等の製品納入先建築物99棟のうち、竣工時期が古い建築物や欠損データのある建築物のためにデータの構築に時間を要する22棟を除き、77棟について「満たすべき安全性※」が確保されている確認がとれたことを4月30日に発表いたしました。

※「満たすべき安全性」：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

このたび、残る22棟の建築物における構造安全性の検証を進めるため、国土交通省にて設けられた「免震材料に関する第三者委員会」のご指導を仰ぎながら、建設会社様、設計事務所様にご協力をいただき、構造計算の再検証を進めてまいりました。

この結果、99棟のうち残りの22棟全ての建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認し、本日、同省にこれを報告しましたのでお知らせいたします。

<検証方法の概要>

- ・構造計算の方法は、当初設計における方法と同じ方法とする。
- ・当初設計における構造計算について、個別の免震ゴムの実測データによる免震材料の地震の揺れを抑える能力を示す値（等価粘性減衰定数・等価剛性）等を用いて構造計算を行う。
- ・出荷時の試験結果生データの欠損により検証に必要な値が再現できない場合は、「免震材料に関する第三者委員会」のご指摘を踏まえ、工学的に十分に安全側となる数値を用いて構造計算を行う。
具体的には、委員のご意見を伺いつつ、①全数の個別値、②製造時期・積層ゴムの大きさ別の個別値、③製造時期別の建築物ごとについて、それぞれ製造ばらつきが正規分布であると仮定した場合の平均値 $\pm 3\sigma$ の値の最悪値を用いて構造計算を行う。
- ・免震層自体が、厳しい温度環境や長期間（60年間）の劣化を想定して余裕を持って設計されているため、温度環境、経年劣化等について、実況を踏まえて設定し、当面の間、当初の構造計算の範囲内であることを確認する。
- ・上記により検証が完了しない物件については、震度6強から7程度の地震に対して、上部構造の変形、免震層の変形等を計算する。建築物の倒壊に至るような大きな変形が生じないこと、免震層の過大な変形により建築物が擁壁に衝突することがないこと等について検証する。

<検証結果>

- ・別紙のとおり

当製品を納入した建築物の所有者様、使用者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

■本件に関する報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社

広報企画部

大阪 TEL.06-6441-8803 / 東京 TEL.03-5822-6621

以上

「満たすべき安全性」の検証結果

○震度6強から7程度の最大級の地震で検証（22棟）

倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準

- ・免震層の変形：100%未満であること
- ・上部構造の変形：1/100以下であること

(1) 竣工時期が古い建築物（3棟）

非公表物件	免震層の変形 ^{※1}	上部構造の変形 ^{※2}
1	81.4%	1/2282
2	63.4%	1/501
3	55.5%	1/567

(2) 欠損データのある建築物（19棟）

出荷時の試験結果の生データの欠損により検証に必要な値が再現できないため、工学的に十分に安全側となる数値を用いて、安全側の検証を行っております。

公表物件	免震層の変形 ^{※1}	上部構造の変形 ^{※2}
盛岡中央消防署新庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
厚木市庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
大阪市中央公会堂	32.7%	1/3727

注) 大阪市中央公会堂は、重要文化財に指定されているため、建築基準法の適用対象外です。

非公表物件	免震層の変形 ^{※1}	上部構造の変形 ^{※2}
7~13	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
14	99.9%	1/182
15	99.5%	1/209
16	97.0%	1/272
17	87.4%	1/177
18	84.8%	1/580
19	83.7%	1/367
20	82.6%	1/663
21	76.7%	1/362
22	64.3%	1/11851

※1 震度6強から7程度の最大級の地震に対する免震層の変形量 (％)
建築物の壁と擁壁との間の距離

※2 震度6強から7程度の最大級の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの

平成 27 年 5 月 20 日

住宅局住宅生産課

東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案に係る 建築物に関する相談体制について

今般の東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案を受け、本件不正事案に係る建築物に関する住宅所有者等からの相談に建築・法律の専門家が対応する相談体制を整備します。

具体的には、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口（住まいるダイヤル）を引き続き活用し、本件不正事案に係る建築物に関するあらゆる相談を受け付けるとともに、相談者が希望した場合には、その相談内容に応じ、弁護士・建築士による対面相談の実施や、弁護士会、建築士団体又は一般社団法人日本免震構造協会の相談窓口の紹介を行うこととします（別添参照）。

【問い合わせ先】

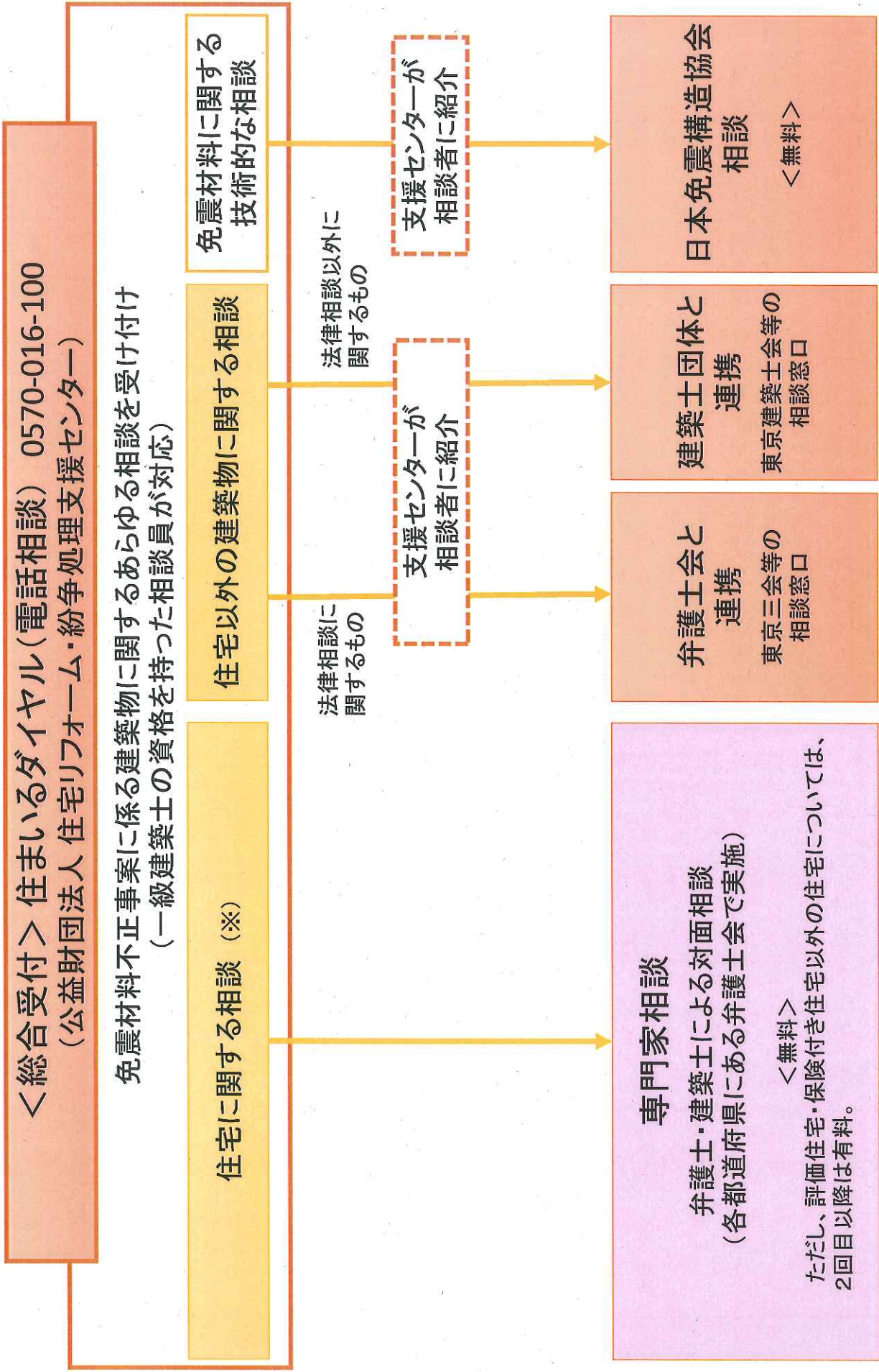
国土交通省住宅局住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室長 瀧澤 謙

住宅瑕疵担保対策室 課長補佐 九反田 悠妃

電 話：03-5253-8111（内線 39-415、39-441）、03-5253-8942（直通）

F A X：03-5253-1629

「免震材料不正事案」に係る建築物に関する相談体制について



※ 評価住宅でも保険付き住宅でもない住宅に関する所有者以外の相談者からの相談は、「住宅以外の建築物に関する相談」と同一の対応となる。